

# 障害者の居住の状況について

平成30年8月20日 京都市住宅審議会

第2回民間賃貸住宅部会 資料

# 1 障害者の居住の状況について

## 国が掲げる今後の障害者居住に関する方針について

- 国が掲げる「障害福祉計画に係る基本方針」のうち、住まいに関する記載としては、「地域における生活の維持及び継続の推進」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が掲げられている。

### 第5期障害福祉計画に係る国の基本指針について

#### 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。第5期計画期間はH30～32年度。

#### 2. 基本指針の主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 発達障害者支援の一層の充実

#### 3. 成果目標（計画期間が終了するH32年度末の目標）

##### ① 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：H28年度末施設入所者の9%以上
- 施設入所者数：H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

##### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置
- 精神病床の1年以上入院患者数：14.6万人～15.7万人に（H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減）
- 退院率：入院後3カ月 69%、入院後6カ月84%、入院後1年90%（H27年時点の上位10%の都道府県の水準）

##### ③ 地域生活支援拠点等の整備

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

##### ④ 福祉施設から一般就労への移行

- 一般就労への移行者数：H28年度の1.5倍
- 就労移行支援事業利用者：H28年度の2割増
- 移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- 就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上（新）

##### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（H30年度末まで）

#### 4. その他の見直し

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 難病患者への一層の周知
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

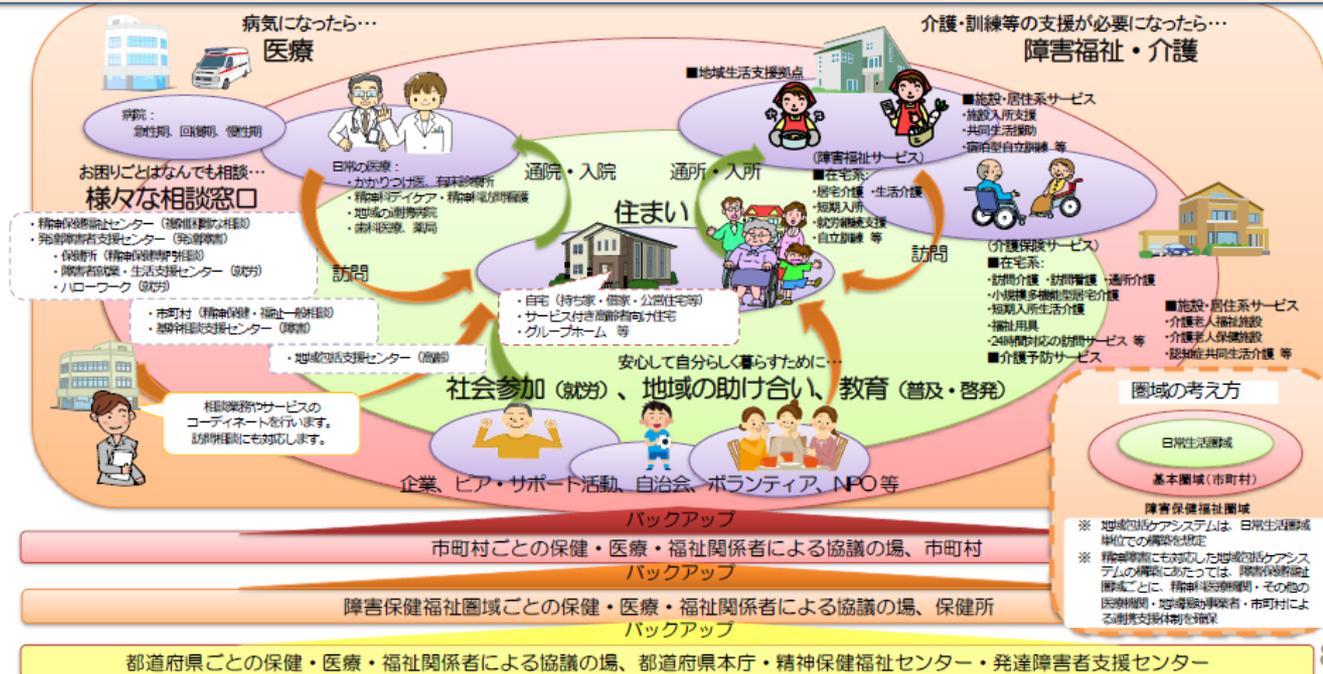
# 1 障害者の居住の状況について

## 国が掲げる今後の障害者居住に関する方針について

- 精神障害者が、医療機関、地域援助事業所、市町村等の連携の下、生活の場を確保し、地域で安心した暮らしができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指す。

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

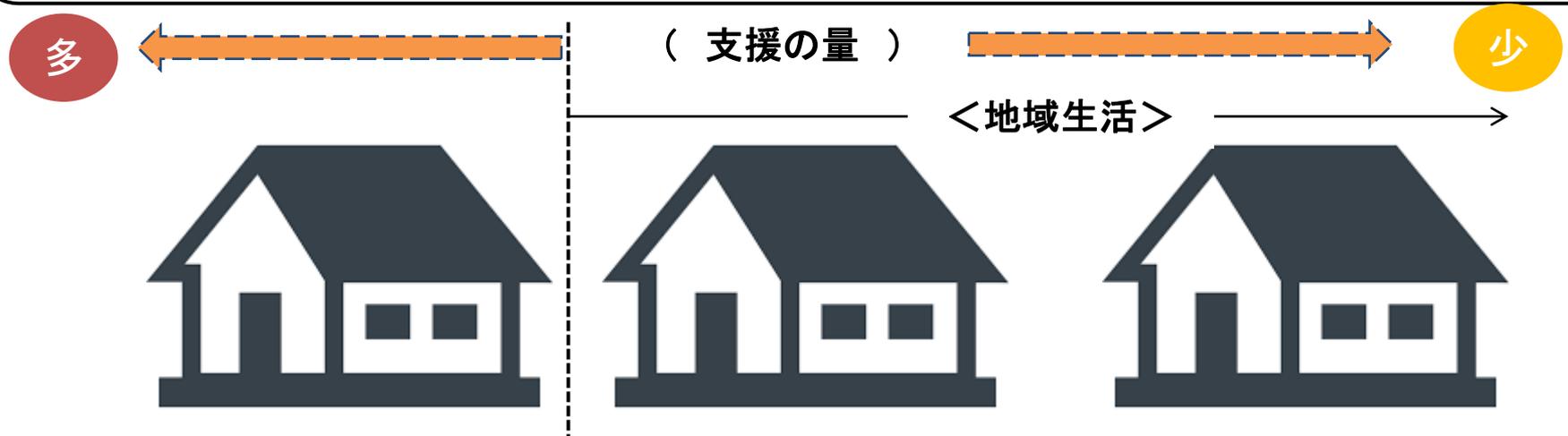
- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



# 1 障害者の居住の状況について

## 今後の方向性について

- 施設から民間賃貸住宅までの支援の異なる選択肢の中から、障害の程度や個々の特性に応じて、自身に適した住まいを選択できることが必要
- 今後施設の増加が見込めないこと等も踏まえ、グループホームなどの、支援が受けられる多様な住まい形態や障害者の入居を拒まない民間賃貸住宅などを総合的に確保することが必要



|        | 施設                                     | グループホームなど                                    | 民間賃貸住宅                           |
|--------|--|--|----------------------------------|
| 課題・方向性 | ・入所者の地域生活への移行が進められていることから、今後の増加が見込めない。 | ・障害の程度に応じて選択できる多様な形態が求められる。<br>⇒【資料1-2】で事例紹介 | ・家主の入居拒否感の解消につながる支援や取組についての検討が必要 |

# 1 障害者の居住の状況について

## 「京都市障害者地域生活支援センター」について

### 障害者地域生活支援センターとは...

身体障害・知的障害・精神障害のある方、難病患者等の方が、『自分が暮らしたい場所で、自分らしい生活』が実現できるよう、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方やその家族等の相談や支援を行う。

#### 【業務内容】

相談、福祉サービスに関する情報提供、障害者総合支援法をはじめとする福祉サービス等の利用援助、関係機関との調整等

#### 【利用料】

無料

#### ＜市内のセンター設置状況＞

|    | 対象地域                 | センター数 |
|----|----------------------|-------|
| 北部 | 北区, 左京区              | 3     |
| 中部 | 上京区, 中京区,<br>下京区, 南区 | 3     |
| 東部 | 東山区, 山科区,<br>醍醐支所管内  | 3     |
| 西部 | 右京区, 西京区             | 3     |
| 南部 | 伏見区(醍醐支所<br>管内を除く)   | 3     |

# 1 障害者の居住の状況について

## 民間賃貸住宅への入居に関する課題について

### 【京都市北部自立支援協議会「住宅探し」プロジェクトでの検討】

#### < 1 入居時の支援について >

##### (連帯保証人，緊急連絡先の確保について)

- 賃貸住宅入居の際に連帯保証人を求められることが多いが，家族親族がいない或いは，いても疎遠になって交流がない場合は確保することが困難である。
- 家賃債務保証会社についても，緊急連絡先を身内に限定される場合が多くて審査が厳しく，連帯保証人確保のときと同様の問題が生じている。
- 中には，連帯保証人を必要としない賃貸住宅に入居できることもあるが，物件数が限られており，希望する地域から遠く離れた所に住まざるを得ない事例がある。

##### (家主の障害者に対する理解について)

- 障害の程度や，支援団体による支援内容によることなく，単に障害者（特に精神障害者）というだけで入居を拒まれている。

# 1 障害者の居住の状況について

## 民間賃貸住宅への入居に関する課題について

### 【京都市北部自立支援協議会「住宅探し」プロジェクトでの検討】

#### <2 入居後の支援について>

- 継続して家賃を支払うための支援
- 同じ賃貸住宅に住む，他の入居者や家主とのトラブル解消のための支援
- 部屋の引き渡し（退去時）の支援

#### <3 検討結果>

- 上記の支援は，従来，連帯保証人に期待されていることではないか。
- その意味で，入居時だけでなく，入居後に連帯保証人に期待されることを，誰がどのようにこの役割（機能）を担っていくのかが課題ではないか。
- 障害のある方がすまいを確保して，入居後も安心して住み続けることができるよう，包括的な仕組み作りが必要ではないか。